

議案第33号

北上市立公園条例の一部を改正する条例

北上市立公園条例（平成12年北上市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（管理の区分） 第4条 市立公園展勝地のうち、次の各号に掲げる施設は当該条例により管理するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 （準用規定） 第5条 北上市都市公園条例（平成12年北上市条例第35号）第2条から第13条まで、<u>第15条から第18条まで及び第20条から第22条までの規定は、公園について準用する。</u>この場合において、「都市公園」とあるのは「市立公園」と読み替えて適用する。 2 〔略〕	（管理の区分） 第4条 市立公園展勝地のうち、次の各号に掲げる施設は当該条例により管理するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 北上市展勝地レストハウス 北上市展勝地レストハウス</u> <u>条例（令和6年北上市条例第30号）</u> （準用規定） 第5条 北上市都市公園条例（平成12年北上市条例第35号）第2条から第13条まで、<u>第15条から第17条まで、第19条、第22条、第29条及び第30条の規定は、公園について準用する。</u>この場合において、「都市公園」とあるのは「市立公園」と読み替えて適用する。 2 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市展勝地レストハウス条例の制定及び北上市都市公園条例の一部改正に伴い、管理の区分及び準用規定について所要の改正をしようとするものである。